

# 構造改革特別区域計画の変更の認定申請書

平成15年10月8日

内閣総理大臣 殿

新潟県東頸城郡安塚町長 矢野 学 印

同 浦川原村長 原 恒 博 印

同 松代町長 関谷 達治 印

同 松之山町長 佐藤 利幸 印

同 大島村長 岩野 虎治 印

同 牧 村 長 中川 耕平 印

平成15年4月21日付けで認定を受けた構造改革特別区域計画について下記のとおり変更したいので、構造改革特別区域法第6条第1項の規定に基づき、認定を申請します。

記

## 1 変更事項

4月21日に認定された「東頸城農業特区」計画の目標である「農を中心に据えた地域環境を保全・活用する産業連携」の取組による6町村連携の複合循環型の産業システムを構築し、都市住民との連携と協働による、地域の環境と景観や伝統文化の維持と継承及び雇用の確保や地域経済の活性化を図るため、並びにグリーンツーリズム（体験交流型）産業の育成と拡大に向けて、9 構造改革特別区域において実施し又はその実施を促進しようとする特定事業に関連する事業その他の構造改革特別区域計画の実施に関し地方公共団体が必要と認める事項のうち、農家民宿等において「どぶろく」を製造し、食として提供する中から農家と都市住民の交流を促進する事業を、特定事業「707：特定農業者による濁酒の製造事業」として実施する。

## 2 変更事項の内容

### 1 構造改革特別区域計画の作成主体の名称

変更なし

### 2 構造改革特別区域の名称

変更なし

### 3 構造改革特別区域の範囲

変更なし

### 4 構造改革特別区域の特性

変更なし

## 5 構造改革特別区域計画の意義

変更前	変更後
<p>このように、当該地域における農業経営者の高齢化と担い手の不足、耕作放棄地や遊休農地の増加は、地域経済にとってマイナス面だけでなく、地域そのものの存在が危ぶまれるほど深刻な課題となっている。</p> <p>そこで、これらの緊急的課題に対応するため新潟県との連携を図りながら、新潟県</p>	<p>このように、当該地域における農業経営者の高齢化と担い手の不足、耕作放棄地や遊休農地の増加は、地域経済にとってマイナス面だけでなく、地域そのものの存在が危ぶまれるほど深刻な課題となっている。</p> <p>そこで、これらの緊急的課題に対応するため新潟県との連携を図りながら、新潟県</p>

版「中山間地域産業連携特区構想」を提案してきたところであり、東頸城農業特区計画は、この特区構想を実践するためのもので、その内容と意義は、以下のとおりである。

構造改革特別区域を自然的・経済的・社会的条件が同様に従来から地域的なつながりが強く、ともに「越後田舎体験」推進事業による体験交流型観光で地域活性化を図っている新潟県東頸城郡6町村全域に設定する。

また、構造改革特別区域には、構造改革特別区域法第16条と第23条及び本東頸城農業特区の関連事業、また、今後実施可能となる新たな特例措置及び全国において実施する規制緩和、既存の補助事業などを効率的に活用することにより、当該地域特有の環境と資源を活かした「農を中心に据えた地域環境を保全・活用する産業連携」の取組による6町村連携の複合循環型の産業システムを構築する。

そして、農林水産省が策定した食料・農業・農村基本法が目指す「農業農村の持続的な発展と振興」及び食と農の再生プランが目指す「食の安全と安心の確保、都市と農村の共生と対流」などに対応し、新潟県長期総合計画のにいがた未来戦略が目指す「緑の山里・いきいき夢プラン戦略」を実践する中山間地域活性化モデル版を全国に発信するものである。

版「中山間地域産業連携特区構想」を提案してきたところであり、東頸城農業特区計画は、この特区構想を実践するためのもので、その内容と意義は、以下のとおりである。

構造改革特別区域を自然的・経済的・社会的条件が同様に従来から地域的なつながりが強く、ともに「越後田舎体験」推進事業による体験交流型観光で地域活性化を図っている新潟県東頸城郡6町村全域に設定する。

また、構造改革特別区域には、構造改革特別区域法第23条（農地法の特例）と第24条（酒税法の特例）及び第31条（特定農地貸付けに関する農地法等の特例に関する法律及び市民農園整備促進法の特例）並びに本東頸城農業特区の関連事業、また、今後実施可能となる新たな特例措置及び全国において実施する規制緩和、既存の補助事業などを効率的に活用することにより、新たな担い手の確保による農地の遊休化防止と国土の保全、市民農園の開設や濁酒の製造と提供による都市住民との交流促進と地域活性化など、当該地域特有の環境と資源を活かした「農を中心に据えた地域環境を保全・活用する産業連携」の取組による6町村連携の複合循環型の産業システムを構築する。

そして、農林水産省が策定した食料・農業・農村基本法が目指す「農業農村の持続的な発展と振興」及び食と農の再生プランが目指す「食の安全と安心の確保、都市と農村の共生と対流」などに対応し、新潟県長期総合計画のにいがた未来戦略が目指す「緑の山里・いきいき夢プラン戦略」を実

	<p>践する中山間地域活性化モデル版を全国に発信するものである。</p>
--	--------------------------------------

## 6 構造改革特別区域計画の目標

変更前	変更後
<p>構造改革特別区域計画の意義に基づき、当該地域では豊かな自然や棚田、ブナ林等の森林、ホタルやカタクリ等の動植物、人、食文化や伝統文化などの地域特有の環境と資源を活用した「農を中心に据えた地域環境を保全・活用する産業連携」の取組による6町村連携の複合循環型の産業システムを構築し、都市住民との連携と協働による、地域の環境・景観、伝統文化の維持・継承及び雇用の確保や地域経済の活性化を図ることとする。</p> <p>具体的には次の目標を設定する。</p> <p>(1) 新たな担い手の確保による農地の遊休化防止と国土の保全</p> <p>当該地域内及び隣接地域における特定法人を対象に農業への参入を認めることにより、農業経営者の新たな担い手の確保を図り、今後想定される担い手不足による農地の遊休化の防止と国土を保全し、豊かな自然環境を維持する。</p> <p>農業経営の安定化を目指して農家や特定法人による市民農園の開設を促進し、また、農家民宿を開設するなど、農業経営の多角化による収入のアップを図る。</p> <p>(2) 地域の環境と資源を活用した新たな複合循環型産業の育成</p> <p>参入した特定法人の経営の安定化を図るため、当該地域一円におい</p>	<p>構造改革特別区域計画の意義に基づき、当該地域では豊かな自然や棚田、<u>そこから生産される安全で安心な農産物</u>、ブナ林等の森林、ホタルやカタクリ等の動植物、人、食文化や伝統文化などの地域特有の環境と資源を活用した「農を中心に据えた地域環境を保全・活用する産業連携」の取組による6町村連携の複合循環型の産業システムを構築し、都市住民との連携と協働による、地域の環境と景観<u>や</u>伝統文化の維持<u>と</u>継承及び雇用の確保や地域経済の活性化を図ることとする。</p> <p>具体的には次の目標を設定する。</p> <p>(1) 新たな担い手の確保による農地の遊休化防止と国土の保全</p> <p>当該地域内及び隣接地域における特定法人を対象に農業への参入を認めることにより、農業経営者の新たな担い手の確保を図り、今後想定される担い手不足による農地の遊休化の防止と国土を保全し、豊かな自然環境を維持する。</p> <p>農業経営の安定化を目指して農家や特定法人による市民農園の開設を促進し、また、農家民宿を開設するなど、農業経営の多角化による収入のアップを図る。</p> <p>(2) 地域の環境と資源を活用した新たな複合循環型産業の育成</p> <p>参入した特定法人の経営の安定化</p>

て豊かな自然を活かした有機農産物などの付加価値の高い農業を展開し、新潟県の認定を受けた特別栽培米や有機特別栽培米の増産に向けた土づくりや堆肥づくり、そして、地場産の農産物を食材にしたレストランと農産物の販売を併設するなど、地産地消と農産物直販システムの構築を図り総合的で循環型の新しい農業産業（アグリビジネス）を育成する。

地域のきれいな水資源を活用して淡水魚の養殖事業や豊富な山菜資源を活用した加工食品産業などが地場産業となるよう育成する。

(3) グリーンツーリズム（体験交流型）  
産業の育成と拡大

地域の豊かな自然環境を資源とした体験交流型観光をより拡大・推進するため、現在、修学旅行や総合学習の受け入れが主な「越後田舎体験」推進事業に、市民農園を活用した農業体験交流のフィールドを整備し、都市住民が家族ぐるみで農業や田舎の体験ができる環境を充実することにより、「越後田舎体験」推進事業のさらなる魅力アップを図る。

また、体験交流型観光を通じて有機農産物などを食材として提供することにより、都市住民（消費者）の目に見える形で「安全で安心な農産物」の周知と啓発を行う中で農産物のブランド化を育成し、新たな販路の拡大を図る。

を図るため、当該地域一円において豊かな自然を活かした有機農産物などの付加価値の高い農業を展開し、新潟県の認定を受けた特別栽培米や有機特別栽培米の増産に向けた土づくりや堆肥づくり、そして、地場産の農産物を食材にしたレストランと農産物の販売を併設するなど、地産地消と農産物直販システムの構築を図り総合的で循環型の新しい農業産業（アグリビジネス）を育成する。

地域のきれいな水資源を活用して淡水魚の養殖事業や豊富な山菜資源を活用した加工食品産業などが地場産業となるよう育成する。

当該地域の「雪国という自然環境」、「良質な地元産の酒米」、「酒造りに適した水」、「歴史的に培われてきた杜氏の技」等の地域的要素を活用して濁酒を製造し、農業体験交流等で地域内を訪れる人に飲用として提供して地域経済の活性化を図る。

(3) グリーンツーリズム（体験交流型）  
産業の育成と拡大

— 地域の豊かな自然環境を資源とした体験交流型観光をより拡大・推進するため、現在、修学旅行や総合学習の受け入れが主な「越後田舎体験」推進事業に、市民農園を活用した農業体験交流のフィールドを整備し、都市住民が家族ぐるみで農業や田舎の体験ができる環境を充実することにより、「越後田

同時に特定法人や農家が農家民宿を開設することにより、宿泊施設の充実を図り家族をターゲットにした長期滞在型の田舎体験交流産業の育成を目指す。

(4) 地域の人材を活用した新たな雇用の確保と新規定住の促進

地域に根ざした特定法人が農業経営を行うことにより、新規就農者の受け入れや繁忙期のパート雇用の拡大が図られると同時に、建設業労働者の冬期間余剰人員の活用、建設業等を退職したシルバー人材(人の資源)の活用など新たな雇用の確保を図る。

農家民宿と市民農園を活用し、新規就農希望者、市民農園利用者への農業体験や研修等を実施することにより、新規就農者の育成を図る。

特定法人などが就農を希望する都市住民を雇用することにより、UJイターンなどの新規定住の促進を図る。

舎体験」推進事業のさらなる魅力アップを図る。

— また、体験交流型観光を通じて有機農産物などを食材として提供することにより、都市住民(消費者)の目に見える形で「安全で安心な農産物」の周知と啓発を行う中で農産物のブランド化を育成し、新たな販路の拡大を図る。

— 同時に特定法人や農家が農家民宿を開設することにより、宿泊施設の充実を図り家族をターゲットにした長期滞在型の田舎体験交流産業の育成を目指す。

(4) 地域の人材を活用した新たな雇用の確保と新規定住の促進

— 地域に根ざした特定法人が農業経営を行うことにより、新規就農者の受け入れや繁忙期のパート雇用の拡大が図られると同時に、建設業労働者の冬期間余剰人員の活用、建設業等を退職したシルバー人材(人の資源)の活用など新たな雇用の確保を図る。

— 農家民宿と市民農園を活用し、新規就農希望者、市民農園利用者への農業体験や研修等を実施することにより、新規就農者の育成を図る。

— 特定法人などが就農を希望する都市住民を雇用することにより、UJイターンなどの新規定住の促進を図る。

7 構造改革特別区域計画の実施が構造改革特別区域に及ぼす経済的社会的効果

変更前	変更後
<p>東頸城農業特区計画では、<u>構造改革特別区域法第16条と第23条及び本東頸城農業特区の関連事業、また、今後実施可能となる新たな特例措置及び全国において実施する規制緩和、既存の補助事業などを効率的に活用することで、平成19年度を目標として当該地域特有の環境と資源を活かした「農を中心に据えた地域環境を保全・活用する産業連携」の取組による6町村連携の複合循環型の産業システムを構築することにより、以下のような経済的社会的効果が発生する。</u></p> <p>なお、詳細は添付した参考資料1の「構造改革特別区域計画の実施が構造改革区域に及ぼす経済的効果の算出基礎」による。</p> <p>(1) 新たな担い手創出効果(農地の遊休化の防止と国土の保全)</p> <p>地域に根ざした建設会社等の特定法人が、平成17年度までに50ha(田畑10ha、採草放牧地・牧場40ha)、平成17年度以降50ha(田畑50ha)、合計100ha(田畑60ha、採草放牧地・牧場40ha)の遊休農地に平成19年度を目標として農業参入することにより、遊休農地の防止効果(農業生産効果)として63百万円を見込んでいる。</p> <p>また、今後とも地域全体で適切な農業生産活動が継続されることで現状維持される多面的機能効果額は約90億円で、特区を活用する100haの農地で維持される多面的機能効果額は9千万円と見込</p>	<p>東頸城農業特区計画では、<u>構造改革特別区域法第23条(農地法の特例)と第24条(酒税法の特例)及び第31条(特定農地貸付けに関する農地法等の特例に関する法律及び市民農園整備促進法の特例)並びに本東頸城農業特区の関連事業、また、今後実施可能となる新たな特例措置及び全国において実施する規制緩和、既存の補助事業などを効率的に活用することで、平成19年度を目標として、新たな担い手の確保による農地の遊休化防止と国土の保全、市民農園の開設や濁酒の製造と提供による都市住民との交流促進と地域活性化など、当該地域特有の環境と資源を活かした「農を中心に据えた地域環境を保全・活用する産業連携」の取組による6町村連携の複合循環型の産業システムを構築することにより以下のような経済的社会的効果が発生する。</u></p> <p>なお、詳細は添付した参考資料1の「構造改革特別区域計画の実施が構造改革区域に及ぼす経済的効果の算出基礎」による。</p> <p>(1) 新たな担い手創出効果(農地の遊休化の防止と国土の保全)</p> <p>地域に根ざした建設会社等の特定法人が、平成17年度までに50ha(田畑10ha、採草放牧地・牧場40ha)、平成17年度以降50ha(田畑50ha)、合計100ha(田畑60ha、採草放牧地・牧場40ha)の遊休農地に平成19年度を目標として農業参入することにより、遊休農地の防止効果(農業生産効果)として63百万円を見</p>

まれる。

そして、平成 16 年度からスタートする市民農園等による都市住民を対象とした農業体験交流の推進により、地域全体で平成 19 年度には担い手農家の収入が市民農園の使用収益で約 560 万円、農業体験希望者を受け入れ指導することで約 3,000 万円アップすることから、農家の経営が安定する効果として見込んでいる。

#### (2) 複合循環型産業の創出効果

平成 16 年度より 3 年間の実績を経て、新潟県特別栽培米の認証を受ける当該地域の自然環境を活かした付加価値の高い農業を展開することで、平成 19 年度には一般栽培農産物よりさらに約 3 千万円程度の収入の増加が見込まれる。

また、民間活力を導入することにより、従来の農家では進出できなかった堆肥の製造、レストランの経営、農産物加工場、ワイン工房など地域の特性と都市住民の意向に即した複合循環型の産業システムを平成 17 年度までに創出し、さらに、地域のきれいな水環境を活用した淡水魚（イワナ等）の養殖事業や豊富な山菜資源を活用した加工食品産業などが、平成 17 年度以降地場産業の主流となることが見込まれる。

#### (3) 体験交流型産業の拡大効果

平成 16 年度以降農業体験交流のフィールドとして市民農園を活用し、併せて観光農園、農産物加工施設、ワイン工房などの施設を組み合わせることにより体験メニューの充実が図られる。

さらに、特定法人及び農家が農家民宿

込んでいる。

また、今後とも地域全体で適切な農業生産活動が継続されることで現状維持される多面的機能効果額は約 90 億円で、特区を活用する 100ha の農地で維持される多面的機能効果額は 9 千万円と見込まれる。

そして、平成 16 年度からスタートする市民農園等による都市住民を対象とした農業体験交流の推進により、地域全体で平成 19 年度には担い手農家の収入が市民農園の使用収益で約 560 万円、農業体験希望者を受け入れ指導することで約 3,000 万円アップすることから、農家の経営が安定する効果として見込んでいる。

#### (2) 複合循環型産業の創出効果

平成 16 年度より 3 年間の実績を経て、新潟県特別栽培米の認証を受ける当該地域の自然環境を活かした付加価値の高い農業を展開することで、平成 19 年度には一般栽培農産物よりさらに約 3 千万円程度の収入の増加が見込まれる。

また、民間活力を導入することにより、従来の農家では進出できなかった堆肥の製造、レストランの経営、農産物加工場、ワイン工房など地域の特性と都市住民の意向に即した複合循環型の産業システムを平成 17 年度までに創出し、さらに、地域のきれいな水環境を活用した淡水魚（イワナ等）の養殖事業や豊富な山菜資源を活用した加工食品産業などが、平成 17 年度以降地場産業の主流となることが見込まれる。

#### (3) 体験交流型産業の拡大効果



を開設することにより、宿泊施設の充実と長期滞在型の田舎体験交流産業が育成され、平成 16 年度には体験交流人口を 5,000 人規模まで拡大し総額 1 億円産業に成長することを見込んでいる。

また、農業体験交流において有機栽培農産物等を食材として提供することにより、都市住民（消費者）の食の安全・安心に対する意識を啓発し、新たな地場農産物等の販路拡大が図られる等の効果が見込まれる。

(4) 新規雇用とシルバー人材の活用による雇用の拡大効果

平成 15 年度以降地域に根ざした建設会社等の特定法人が農業に参入することにより、新規就農者の受け入れや繁忙期のパート雇用の拡大が図られると同時に、就農を希望する都市住民を雇用することにより、UJIターンなどの新規定住が促進される。

平成 16 年度以降農業体験交流のフィールドとして市民農園を活用し、併せて観光農園、農産物加工施設、ワイン工房などの施設を組み合わせることにより体験メニューの充実が図られる。

さらに、特定法人及び農家が農家民宿を開設することにより、宿泊施設の充実と長期滞在型の田舎体験交流産業が育成され、平成 16 年度には体験交流人口を 5,000 人規模まで拡大し総額 1 億円産業に成長することを見込んでいる。

また、農業体験交流において有機栽培農産物等を食材として提供することにより、都市住民（消費者）の食の安全と安心に対する意識を啓発し、新たな地場農産物等の販路拡大が図られる等の効果が見込まれる。

(4) 新規雇用とシルバー人材の活用による雇用の拡大効果

平成 15 年度以降地域に根ざした建設会社等の特定法人が農業に参入することにより、新規就農者の受け入れや繁忙期のパート雇用の拡大が図られると同時に、就農を希望する都市住民を雇用することにより、UJIターンなどの新規定住が促進される。

(5) 特定農業者による濁酒の製造と提供を通じての地域経済活性化の効果

酒造りに適した地域的要素と農業体験などの交流人口の多い当該地域内において、寒仕込みや雪室などの自然環境と施設を活用して濁酒を製造し提供する事業では、次のような地域経済活性化の効果が見込まれる。

地域の環境と資源を活用した新たな産

	<p>業として濁酒を製造し提供する事業の効果額は、目標製造数量の3,600リットルを提供することで400万円が見込まれる。</p> <p>グリーンツーリズム型産業の育成として、濁酒を飲用する目的で地域内に訪れる入り込み客の増加目標を1,430人、それによる宿泊費等の経済的效果額は約1,060万円と見込まれる。</p> <p>また、地域の人材を活用した新たな雇用として、地域内で酒造りの経験を持つ杜氏や酒造り労働者などの雇用が12名程度見込まれる。</p>
--	--

## 8 特定事業の名称

変更前	変更後
<p>1001：地方公共団体又は農地保有合理化法人による農地又は採草放牧地の特定法人への貸付け事業</p> <p>1002：地方公共団体及び農業協同組合以外の者による特定農地貸付け事業</p>	<p>1001：地方公共団体又は農地保有合理化法人による農地又は採草放牧地の特定法人への貸付け事業</p> <p>1002：地方公共団体及び農業協同組合以外の者による特定農地貸付け事業</p> <p><u>707：特定農業者による濁酒の製造事業（追加）</u></p>

## 9 構造改革特別区域において実施し又はその実施を促進しようとする特定事業に関連する事業その他の構造改革特別区域計画の実施に関し地方公共団体が必要と認める事項

変更前	変更後
<p>自然的・経済的・社会的条件が不利な当該地域においては、農林業など一産業だけで地域活性化を図ることは不十分であると考えられることから、今後新たな規制緩和などを活用し今回申請の「東頸城農業特区</p>	<p>自然的・経済的・社会的条件が不利な当該地域においては、農林業など一産業だけで地域活性化を図ることは不十分であると考えられることから、今後新たな規制緩和などを活用し今回申請の「東頸城農業特区</p>

<p>計画」に変更追加する方法で、地域内で育ちつつあるグリーンツーリズムに関する産業など、多種多様な産業を育成し連携を図る中から総合的な振興を図ることとする。</p> <p>具体的な構想は以下のとおりである。</p> <p>地域の廃校等の遊休施設を活用して、特定法人が簡易宿泊所（農家民宿等）を開設し、新規就農者、市民農園利用者への農業体験や研修等を実施する事業。</p> <p>同じく地域の遊休施設を活用して、特定法人が有機農産物を活用した農産物加工工場とレストランを経営し、地元の酒造会社と提携した「どぶろく」と「ワイン」の製造と販売を行う事業。</p> <p><u>農家民宿等において「どぶろく」を製造し、食として提供する中から農家と都市住民の交流を促進する事業。</u>（特定事業へ移行）</p> <p>小規模農地（10a～20a程度）と宅地建物をセットとして都市住民に販売する担い手対策と定住促進事業。</p>	<p>計画」に変更追加する方法で、地域内で育ちつつあるグリーンツーリズムに関する産業など、多種多様な産業を育成し連携を図る中から総合的な振興を図ることとする。</p> <p>具体的な構想は以下のとおりである。</p> <p>地域の廃校等の遊休施設を活用して、特定法人が簡易宿泊所（農家民宿等）を開設し、新規就農者、市民農園利用者への農業体験や研修等を実施する事業。</p> <p>同じく地域の遊休施設を活用して、特定法人が有機農産物を活用した農産物加工工場とレストランを経営し、地元の酒造会社と提携した「しょうちゅう」と「ワイン」の製造と販売を行う事業。</p> <p>— 小規模農地（10a～20a程度）と宅地建物をセットとして都市住民に販売する担い手対策と定住促進事業。</p>
--	---

別紙 構造改革特別区域において実施し又はその実施を促進しようとする特定事業の内容、実施主体及び開始の日並びに特定事業ごとの規制の特例措置の内容